

令和8年第4回上越市議会6月会議

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第55号	上越市印鑑条例の一部改正について	市民課	1～2

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第55号
提出課	市民課

上越市印鑑条例の一部改正について

1 改正理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、個人番号カードの機能を付加した特定在留カード及び特定特別永住者証明書による印鑑登録証明書の交付申請に対応するため、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 窓口における印鑑登録証明書の交付申請時の提示書類として、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加する。(第15条関係)
- (2) 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用できる旨の規定を追加する。(第16条関係)
- (3) 印鑑登録証明書交付申請を受理しない場合として、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を提示しない場合等を追加する。(第17条関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市印鑑条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、窓口において印鑑登録証、<u>個人番号カード</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、<u>特定在留カード</u>(<u>出入国管理及び難民認定法</u>(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する<u>特定在留カード</u>をいう。以下同じ。))又は<u>特定特別永住者証明書</u>(<u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法</u>(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する<u>特定特別永住者証明書</u>をいう。以下同じ。))を提示し、印鑑登録証明交付</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、窓口において印鑑登録証又は<u>個人番号カード</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____を提示し、印鑑登録証明交付</p>

改 正 案	改 正 前
<p>申請書により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する申請があったときは、<u>印鑑登録証、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u>を確認し、当該申請を適正と認めたときは、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) <u>個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u> (これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたもの)</p> <p>(2) 略</p> <p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) <u>印鑑登録証、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u>の提示をしないとき。</p> <p>(2) 提示された<u>印鑑登録証、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u>が著しい汚染又は毀損のため識別が困難であるとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>申請書により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する申請があったときは、<u>印鑑登録証又は個人番号カード</u> _____を _____を確認し、当該申請を適正と認めたときは、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) <u>個人番号カード</u> (_____) _____電 _____子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたもの)</p> <p>(2) 略</p> <p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) <u>印鑑登録証又は個人番号カード</u> _____ の提示をしないとき。</p> <p>(2) 提示された<u>印鑑登録証又は個人番号カード</u> _____ が著しい汚染又は毀損のため識別が困難であるとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p>